

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市総合計画審議会の項中「ともに、総合計画」の次に「及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、同部に次のように加える。

相模原市コンプライアンス推進委員会	内部統制の取組に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	3 人以内	2 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
-------------------	--	-------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市総合計画審議会の設置目的に、相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の実施状況について意見を建議することを追加するための規定の改正及び内部統制の取組に関する事項について調査審議等をするを目的とする相模原市コンプライアンス推進委員会の設置に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市職員の退職管理に関する条例について
相模原市職員の退職管理に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、職員(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者(同条第 1 項に規定する再就職者をいう。)のうち、国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、法第 38 条の 2 第 8 項の規定により、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(同条第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織をいう。)若しくは議会の事務局の職員又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の 5 年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通

算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、法第38条の6第2項の規定により、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に当該営利企業以外の法人その他の団体又は当該営利企業の名称及び地位その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第4条 前条の規定により届け出た者は、離職後2年以内に当該届出に係る事項に変更があった場合は、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(任命権者の報告)

第5条 前2条の規定による届出を受けた任命権者(市長を除く。)は、毎年6月10日までに、その年の前年の6月1日からその年の5月31日までの間に当該届出を受けた事項について、市長に対し報告しなければならない。

(再就職状況の公表)

第6条 市長は、法第38条の6第1項に規定する措置として、毎年6月末日までに、前条の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用する方法

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、この条例の施行の日の前日以後に離職した職員であった者について適用する。

提案の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、職員の退職管理について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 7 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40 (特定幹部職員にあつては、100 分の 50)」を加え、同項第 3 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 90)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 75 (特定幹部職員にあつては、100 分の 95)」を加える。

附則第 17 項中「258,000」を「258,200」に、「225,500」を「225,700」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,900	187,900	224,200	261,800	287,800	318,200	363,300	410,300	463,600
	2	139,000	189,700	226,100	263,900	290,100	320,500	365,900	412,800	466,700
	3	140,200	191,500	228,000	265,900	292,400	322,800	368,400	415,300	469,800
	4	141,300	193,300	229,700	268,000	294,700	325,100	371,000	417,800	472,900
	5	142,400	194,900	231,300	269,900	296,700	327,300	373,600	420,000	475,800
	6	143,500	196,700	233,200	272,000	299,000	329,400	376,200	422,400	478,900
	7	144,600	198,500	235,100	274,100	301,300	331,600	378,700	424,800	482,000
	8	145,700	200,300	236,900	276,200	303,600	333,800	381,300	427,200	485,100
	9	146,800	201,900	238,500	278,200	305,600	336,000	383,900	429,500	488,000
	10	148,200	203,700	240,400	280,300	307,900	338,200	386,600	431,800	491,100
	11	149,500	205,500	242,200	282,400	310,200	340,400	389,300	434,000	494,200
	12	150,800	207,300	244,100	284,500	312,500	342,600	392,000	436,200	497,300
	13	152,100	208,800	245,700	286,500	314,600	344,500	394,500	438,400	500,200
	14	153,600	210,700	247,600	288,600	316,800	346,600	396,800	440,400	502,600
	15	155,100	212,600	249,400	290,700	319,000	348,600	399,200	442,400	505,000
	16	156,700	214,500	251,200	292,800	321,200	350,700	401,600	444,400	507,400
	17	157,900	216,300	252,900	294,700	323,300	352,900	403,800	446,300	509,800
	18	159,400	218,200	254,900	296,800	325,400	354,900	405,900	448,100	511,300
	19	160,900	220,100	256,900	298,900	327,500	356,900	408,000	449,900	512,800
	20	162,400	222,000	258,900	301,000	329,500	358,900	410,100	451,700	514,300
	21	163,800	223,600	260,600	303,000	331,500	360,900	412,100	453,400	515,400
	22	166,500	225,500	262,500	305,100	333,600	362,800	414,100	454,900	516,900
	23	169,100	227,400	264,400	307,200	335,700	364,800	416,100	456,400	518,400
	24	171,700	229,300	266,200	309,200	337,800	366,800	418,100	457,900	519,900
	25	174,300	230,700	268,000	311,100	339,600	368,900	420,200	459,400	521,100
	26	176,000	232,500	269,900	313,200	341,600	370,900	421,800	460,800	522,300
	27	177,700	234,200	271,800	315,300	343,600	372,800	423,400	462,200	523,500

28	179,400	236,000	273,700	317,400	345,600	374,800	425,000	463,600	524,700
29	180,900	237,400	275,500	319,300	347,400	376,800	426,600	464,700	525,800
30	182,700	238,900	277,400	321,400	349,300	378,700	427,900	465,500	526,700
31	184,500	240,400	279,300	323,500	351,200	380,600	429,200	466,300	527,600
32	186,300	241,900	281,200	325,600	353,100	382,500	430,500	467,100	528,500
33	187,900	243,300	282,700	327,400	354,800	384,200	431,800	467,800	529,300
34	189,400	244,800	284,600	329,400	356,600	385,900	433,100	468,600	530,200
35	190,900	246,300	286,500	331,500	358,400	387,600	434,400	469,400	531,100
36	192,400	247,900	288,400	333,600	360,200	389,300	435,600	470,200	532,000
37	193,700	249,000	290,000	335,400	362,000	390,900	436,800	470,900	532,800
38	195,000	250,600	291,800	337,400	363,400	392,100	437,700	471,700	533,700
39	196,300	252,200	293,600	339,400	364,900	393,300	438,500	472,500	534,600
40	197,600	253,800	295,400	341,400	366,400	394,500	439,400	473,300	535,500
41	198,900	255,000	297,100	343,200	367,800	395,600	440,200	474,000	536,300
42	200,200	256,400	298,800	345,100	369,000	396,800	441,000	474,700	
43	201,500	257,800	300,500	347,000	370,200	398,000	441,700	475,500	
44	202,800	259,200	302,200	348,900	371,400	399,200	442,500	476,300	
45	203,900	260,400	303,700	350,700	372,400	400,100	443,300	477,000	
46	205,200	261,800	305,400	352,300	373,300	400,800	444,100		
47	206,500	263,200	307,100	353,900	374,200	401,500	444,800		
48	207,800	264,600	308,800	355,500	375,100	402,200	445,600		
49	208,900	265,700	310,200	357,000	375,900	402,900	446,200		
50	210,000	266,900	311,800	358,200	376,700	403,600	447,000		
51	211,100	268,200	313,400	359,400	377,500	404,300	447,800		
52	212,200	269,500	315,000	360,600	378,300	405,000	448,600		
53	213,300	270,500	316,500	361,500	379,100	405,800	449,100		
54	214,300	271,800	318,100	362,600	379,800	406,500	449,900		
55	215,300	273,100	319,600	363,600	380,500	407,200	450,700		
56	216,300	274,400	321,200	364,700	381,200	407,900	451,500		
57	216,900	275,400	322,700	365,500	381,800	408,600	452,100		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

58	217,900	276,500	323,900	366,200	382,500	409,300	452,900
59	218,800	277,600	325,100	366,900	383,200	410,000	453,700
60	219,800	278,700	326,300	367,600	383,900	410,700	454,500
61	220,700	279,800	327,300	368,100	384,300	411,300	455,000
62	221,700	280,800	328,300	368,700	385,000	412,000	
63	222,700	281,800	329,200	369,300	385,700	412,700	
64	223,700	282,800	330,200	369,900	386,400	413,400	
65	224,400	283,700	331,000	370,300	386,800	413,900	
66	225,400	284,600	331,800	371,000	387,500	414,500	
67	226,400	285,500	332,600	371,600	388,200	415,200	
68	227,500	286,400	333,400	372,300	388,900	415,900	
69	228,200	287,400	334,200	372,700	389,400	416,300	
70	229,000	288,200	334,900	373,400	390,100	417,000	
71	229,800	289,000	335,600	374,000	390,800	417,700	
72	230,600	289,800	336,300	374,700	391,500	418,400	
73	231,200	290,500	336,700	375,100	392,000	418,800	
74	231,900	291,000	337,300	375,800	392,700	419,500	
75	232,600	291,500	337,900	376,500	393,400	420,200	
76	233,300	292,000	338,500	377,200	394,100	420,900	
77	234,100	292,400	338,800	377,700	394,600	421,400	
78	234,900	292,800	339,300	378,300	395,300		
79	235,700	293,200	339,800	378,900	396,000		
80	236,500	293,500	340,300	379,500	396,700		
81	237,100	293,800	340,700	380,200	397,200		
82	237,800	294,200	341,200	380,800	397,900		
83	238,500	294,600	341,700	381,400	398,600		
84	239,200	295,000	342,200	382,000	399,300		
85	239,900	295,300	342,700	382,700	399,800		
86	240,600	295,700	343,200	383,300			
87	241,300	296,100	343,700	383,900			

88	242,000	296,500	344,200	384,500
89	242,700	296,700	344,500	385,200
90	243,200	297,100	345,000	385,800
91	243,700	297,500	345,500	386,400
92	244,200	297,800	346,000	387,000
93	244,400	298,000	346,300	387,700
94		298,400	346,800	
95		298,800	347,300	
96		299,200	347,800	
97		299,400	348,100	
98		299,800	348,600	
99		300,100	349,100	
100		300,500	349,600	
101		300,700	349,800	
102		301,100	350,200	
103		301,500	350,600	
104		301,800	351,000	
105		302,000	351,500	
106		302,400	351,900	
107		302,800	352,300	
108		303,200	352,700	
109		303,400	353,100	
110		303,800	353,500	
111		304,200	353,900	
112		304,600	354,300	
113		304,800	354,700	
114		305,200		
115		305,600		
116		306,000		
117		306,200		

	118		306,500							
	119		306,800							
	120		307,100							
	121		307,500							
	122		307,800							
	123		308,100							
	124		308,400							
	125		308,700							
再任用職員		186,600	214,200	258,200	277,800	292,600	318,100	360,500	394,600	446,500
任期付職員		144,700	179,000	227,100	245,600	258,600	281,200	318,700	348,800	394,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時的任用職員等を除く。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	174,700	196,300	247,100	277,400
	2	124,800	176,200	197,700	248,500	279,300
	3	125,800	177,700	199,100	249,900	281,200
	4	126,700	179,200	200,400	251,300	283,100
	5	127,700	180,600	201,800	252,300	284,900
	6	128,700	182,100	203,300	253,600	286,800
	7	129,700	183,600	204,800	254,900	288,700
	8	130,700	185,100	206,300	256,200	290,600
	9	131,500	186,600	207,400	257,200	292,100
	10	132,500	187,800	209,000	258,500	293,900
	11	133,500	189,100	210,600	259,800	295,700

12	134,600	190,400	212,200	261,100	297,500
13	135,400	191,800	213,400	262,100	299,000
14	136,400	192,900	215,100	263,300	300,700
15	137,400	194,100	216,800	264,500	302,400
16	138,400	195,300	218,500	265,600	304,100
17	139,400	196,300	219,900	266,600	305,600
18	140,600	197,500	221,100	267,800	307,300
19	141,800	198,600	222,300	269,000	309,000
20	143,000	199,700	223,500	270,200	310,700
21	144,100	200,600	224,600	271,100	312,100
22	145,300	201,800	226,200	272,200	313,600
23	146,500	203,000	227,800	273,300	315,100
24	147,700	204,200	229,400	274,300	316,600
25	148,800	205,200	230,900	275,300	318,200
26	150,300	206,500	232,400	276,400	319,700
27	151,800	207,800	233,900	277,500	321,200
28	153,300	209,100	235,400	278,600	322,700
29	154,700	210,300	236,700	279,600	324,200
30	156,200	211,600	238,100	280,700	325,500
31	157,700	212,900	239,500	281,800	326,800
32	159,200	214,100	240,900	282,900	328,000
33	160,700	215,000	242,000	283,700	329,200
34	162,500	216,400	243,400	284,800	330,500
35	164,300	217,700	244,800	285,900	331,800
36	166,100	219,100	246,200	287,000	333,100
37	167,900	220,000	247,400	287,800	334,300
38	169,600	221,300	248,800	288,800	335,600
39	171,300	222,600	250,200	289,800	336,900
40	173,000	223,900	251,600	290,800	338,200
41	174,600	224,800	252,600	291,700	339,400

再任用職員及び任期付職員以外の職員	42	176,000	226,000	253,900	292,700	340,600
	43	177,400	227,200	255,200	293,700	341,800
	44	178,800	228,400	256,500	294,700	343,000
	45	180,300	229,600	257,400	295,400	344,000
	46	181,700	230,800	258,600	296,300	345,100
	47	183,100	232,000	259,800	297,200	346,200
	48	184,500	233,200	261,000	298,100	347,300
	49	185,800	234,200	262,200	298,900	348,400
	50	187,000	235,400	263,400	299,800	349,400
	51	188,200	236,600	264,600	300,700	350,400
	52	189,400	237,800	265,700	301,600	351,400
	53	190,400	239,000	266,600	302,300	352,300
	54	191,500	240,000	267,800	303,100	353,200
	55	192,600	241,000	269,000	303,900	354,100
	56	193,700	242,000	270,200	304,700	355,000
	57	194,700	242,900	271,100	305,500	355,900
	58	195,800	243,900	272,200	306,300	356,800
	59	196,900	244,900	273,300	307,100	357,700
	60	198,000	245,900	274,400	307,900	358,600
	61	199,000	246,800	275,400	308,400	359,400
	62	199,900	247,700	276,500	309,000	360,300
63	200,800	248,600	277,600	309,700	361,200	
64	201,700	249,500	278,700	310,400	362,100	
65	202,400	250,400	279,700	311,100	362,700	
66	203,200	251,200	280,600	311,700	363,300	
67	204,000	252,000	281,500	312,300	363,900	
68	204,700	252,800	282,400	312,900	364,500	
69	205,200	253,600	283,300	313,500	364,900	
70	205,800	254,200	284,100	314,000	365,300	
71	206,300	254,800	284,900	314,500	365,700	

72	206,900	255,400	285,700	315,000	366,100
73	207,400	255,800	286,500	315,300	366,500
74	208,100	256,300	287,300	315,800	
75	208,800	256,800	288,100	316,300	
76	209,500	257,300	288,900	316,800	
77	209,900	257,900	289,700	317,000	
78	210,600	258,400	290,300	317,400	
79	211,300	258,900	290,900	317,800	
80	212,000	259,300	291,500	318,200	
81	212,600	259,600	291,900	318,700	
82	213,300	259,900	292,500	319,100	
83	214,000	260,200	293,100	319,500	
84	214,700	260,500	293,700	319,900	
85	215,300	260,900	294,200	320,200	
86	216,000	261,300	294,800	320,600	
87	216,700	261,700	295,400	321,000	
88	217,400	262,000	295,900	321,400	
89	217,900	262,200	296,200	321,700	
90	218,500	262,600	296,700	322,100	
91	219,100	263,000	297,200	322,500	
92	219,700	263,300	297,700	322,900	
93	220,100	263,700	298,200	323,100	
94	220,600	264,100	298,700	323,400	
95	221,100	264,500	299,200	323,800	
96	221,600	264,800	299,700	324,200	
97	222,200	265,000	300,000	324,500	
98	222,700	265,300	300,500	324,900	
99	223,200	265,500	301,000	325,300	
100	223,700	265,800	301,500	325,700	
101	224,200	266,200	301,900	325,900	

102	224,800	266,500	302,300	326,200
103	225,400	266,800	302,700	326,500
104	226,000	267,000	303,100	326,800
105	226,300	267,200	303,400	327,000
106	226,800	267,500	303,800	327,200
107	227,300	267,800	304,200	327,400
108	227,800	268,100	304,600	
109	228,100	268,400	305,000	
110	228,600	268,700	305,400	
111	229,100	269,000	305,800	
112	229,600	269,300	306,200	
113	230,000	269,600	306,400	
114	230,500	269,900	306,800	
115	231,000	270,200	307,200	
116	231,500	270,500	307,600	
117	231,800	270,700	307,800	
118	232,200	271,000	308,200	
119	232,600	271,300	308,600	
120	233,000	271,600	308,900	
121	233,400	271,800	309,100	
122		272,100	309,500	
123		272,400	309,900	
124		272,700	310,300	
125		272,800	310,500	
126		273,100	310,900	
127		273,300	311,300	
128		273,500	311,600	
129		273,600	311,800	
130		273,900	312,200	
131		274,200	312,600	

	132		274,500	313,000		
	133		274,600	313,200		
	134		274,900			
	135		275,200			
	136		275,500			
	137		275,600			
再任用職員		192,500	203,800	225,700	246,400	277,400
任期付職員		137,400	166,000	199,500	217,800	245,200

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,400	175,900	202,300	241,100	290,400	317,200	346,300	382,200
	2	162,100	177,700	204,300	242,900	292,700	319,500	348,600	384,400
	3	163,800	179,500	206,300	244,600	295,000	321,700	350,900	386,600
	4	165,500	181,300	208,300	246,400	297,300	324,000	353,200	388,800
	5	167,000	183,100	210,300	248,200	299,200	326,400	355,200	390,900
	6	168,900	185,400	212,300	250,100	301,500	328,600	357,400	393,000
	7	170,700	187,700	214,300	251,900	303,800	330,900	359,600	395,100
	8	172,600	190,000	216,300	253,800	306,100	333,200	361,800	397,100
	9	174,300	192,200	218,400	255,400	308,100	335,200	363,900	398,900
	10	176,000	194,800	220,200	257,300	310,400	337,500	366,100	401,000
	11	177,700	197,300	222,000	259,200	312,700	339,800	368,200	403,100
	12	179,400	199,800	223,800	261,000	315,000	342,100	370,400	405,200
	13	181,200	202,100	225,700	262,600	317,000	344,100	372,600	407,000
	14	183,300	203,900	227,600	264,200	319,300	346,300	374,800	409,100

15	185,400	205,700	229,500	265,800	321,600	348,500	377,000	411,200
16	187,500	207,500	231,400	267,300	323,900	350,700	379,200	413,300
17	189,700	209,400	232,800	268,400	325,800	352,900	381,200	415,400
18	192,100	211,300	234,600	270,300	328,100	355,000	383,300	417,300
19	194,500	213,200	236,300	272,100	330,300	357,000	385,400	419,100
20	196,900	215,100	238,100	273,900	332,600	359,100	387,500	421,000
21	199,300	216,800	239,800	275,400	334,600	361,300	389,300	422,800
22	201,100	218,600	241,300	277,300	336,700	363,300	391,400	424,500
23	202,900	220,400	242,800	279,100	338,800	365,400	393,500	426,200
24	204,700	222,200	244,300	281,000	340,900	367,500	395,600	427,900
25	206,600	223,900	245,600	282,600	343,000	369,600	397,400	429,400
26	208,400	225,600	247,200	284,800	345,100	371,700	399,500	431,000
27	210,200	227,300	248,800	286,900	347,200	373,800	401,600	432,600
28	212,000	229,000	250,400	289,100	349,300	375,900	403,700	434,200
29	213,900	230,400	251,700	291,300	351,400	378,000	405,600	435,500
30	215,700	232,200	253,000	293,200	353,500	380,100	407,500	437,200
31	217,500	234,000	254,500	295,200	355,500	382,100	409,300	438,900
32	219,300	235,800	256,000	297,200	357,600	384,200	411,200	440,600
33	221,000	237,300	257,100	299,000	359,600	386,100	413,200	442,000
34	222,700	238,900	258,600	300,900	361,600	388,200	414,800	443,700
35	224,400	240,500	260,000	302,800	363,600	390,300	416,500	445,400
36	226,100	242,100	261,500	304,700	365,700	392,400	418,200	447,100
37	227,600	243,500	262,600	306,600	367,700	394,200	419,700	448,500
38	229,400	245,000	264,100	308,500	369,800	395,800	421,200	449,300
39	231,200	246,500	265,500	310,400	371,800	397,400	422,700	450,100
40	233,000	248,000	266,900	312,300	373,900	399,000	424,200	450,900
41	234,500	249,400	268,300	314,000	375,800	400,500	425,800	451,500
42	236,000	250,800	270,000	315,900	377,900	401,700	427,100	452,200
43	237,500	252,300	271,600	317,800	379,900	402,900	428,400	452,900
44	239,000	253,800	273,200	319,700	382,000	404,100	429,700	453,600

再任用職員及び任期付職員以外の職員	45	240,400	254,900	274,600	321,500	383,800	405,300	430,900	454,300
	46	241,700	256,400	276,200	323,400	385,600	406,500	431,700	455,000
	47	243,000	257,700	277,900	325,300	387,400	407,700	432,500	455,700
	48	244,300	259,200	279,600	327,100	389,200	408,900	433,300	456,400
	49	245,300	260,400	281,200	328,800	390,900	410,100	433,900	457,000
	50	246,700	261,900	282,900	330,400	392,100	410,900	434,700	457,700
	51	248,200	263,300	284,600	332,100	393,300	411,700	435,500	458,400
	52	249,700	264,800	286,300	333,700	394,500	412,500	436,300	459,100
	53	250,800	266,100	287,900	335,300	395,800	413,100	436,900	459,700
	54	252,300	267,700	289,700	337,100	397,000	413,800	437,600	460,400
	55	253,700	269,300	291,500	338,900	398,200	414,500	438,300	461,100
	56	255,200	270,900	293,300	340,700	399,400	415,100	439,000	461,800
	57	256,300	272,300	294,700	342,200	400,500	415,800	439,600	462,400
	58	257,600	273,900	296,500	343,900	401,300	416,400	440,300	463,100
	59	258,900	275,600	298,300	345,600	402,100	417,000	441,000	463,800
	60	260,200	277,300	300,100	347,300	402,900	417,600	441,700	464,500
	61	261,400	278,800	301,600	348,900	403,500	418,200	442,400	465,200
	62	262,800	280,400	303,400	350,600	404,200	418,800	443,000	
	63	264,200	282,000	305,100	352,300	404,900	419,400	443,600	
	64	265,600	283,600	306,900	354,000	405,600	420,000	444,200	
	65	267,000	285,100	308,400	355,600	406,000	420,500	444,900	
	66	268,300	286,600	310,000	357,200	406,700	421,100	445,500	
	67	269,700	288,100	311,700	358,800	407,400	421,700	446,100	
	68	271,100	289,600	313,400	360,400	408,100	422,300	446,700	
69	272,200	291,000	314,900	361,800	408,500	422,900	447,300		
70	273,600	292,600	316,400	363,300	409,100	423,500	447,900		
71	275,000	294,200	317,800	364,700	409,700	424,100	448,500		
72	276,400	295,800	319,300	366,200	410,300	424,700	449,100		
73	277,900	297,100	320,600	367,500	410,800	425,300	449,700		
74	279,300	298,600	322,300	369,000	411,400	425,900	450,300		

75	280,700	300,000	323,900	370,500	412,000	426,500	450,900
76	282,100	301,500	325,600	372,000	412,600	427,100	451,500
77	283,300	302,700	327,300	373,300	413,200	427,700	452,100
78	284,500	304,200	329,000	374,500	413,800	428,300	
79	285,700	305,700	330,600	375,700	414,400	428,900	
80	286,900	307,200	332,300	376,900	414,900	429,500	
81	288,100	308,600	333,900	378,100	415,500	430,100	
82	289,400	310,000	335,600	379,300	416,100	430,700	
83	290,700	311,300	337,300	380,500	416,700	431,300	
84	292,000	312,700	339,000	381,700	417,300	431,900	
85	293,200	314,100	340,600	382,900	417,900	432,500	
86	294,400	315,600	342,200	383,400	418,500		
87	295,600	317,000	343,800	383,900	419,100		
88	296,800	318,500	345,400	384,400	419,700		
89	297,900	320,000	346,800	385,000	420,300		
90	299,100	321,500	348,300	385,600	420,900		
91	300,300	323,000	349,800	386,100	421,500		
92	301,500	324,500	351,300	386,700	422,100		
93	302,400	325,700	352,700	387,100	422,700		
94	303,700	327,100	354,200	387,700			
95	304,900	328,500	355,700	388,200			
96	306,200	329,900	357,200	388,800			
97	307,200	331,300	358,500	389,200			
98	308,400	332,700	359,700	389,800			
99	309,500	334,100	360,900	390,400			
100	310,700	335,400	362,100	391,000			
101	311,800	336,900	363,200	391,500			
102	312,900	338,200	364,300	392,100			
103	314,000	339,500	365,400	392,700			
104	315,100	340,800	366,600	393,300			

105	316,000	342,000	367,800	393,800				
106	316,700	343,100	368,400	394,300				
107	317,400	344,100	369,000	394,800				
108	318,100	345,200	369,600	395,300				
109	318,700	346,300	370,300	395,700				
110	319,400	347,300	370,900	396,200				
111	320,100	348,300	371,500	396,700				
112	320,800	349,200	372,100	397,200				
113	321,600	350,300	372,600	397,600				
114	322,400	351,300	373,200	398,100				
115	323,200	352,300	373,800	398,600				
116	324,000	353,300	374,400	399,100				
117	324,600	354,400	374,900	399,400				
118	325,400	355,000	375,500	399,900				
119	326,200	355,500	376,100	400,400				
120	327,000	356,100	376,700	400,900				
121	327,700	356,600	377,100	401,200				
122	328,200	357,100	377,700	401,700				
123	328,700	357,600	378,300	402,200				
124	329,200	358,000	378,900	402,700				
125	329,400	358,500	379,300	403,000				
126		359,000	379,800					
127		359,500	380,300					
128		360,000	380,800					
129		360,500	381,000					
130		361,000	381,500					
131		361,500	381,900					
132		362,000	382,400					
133		362,500	382,600					
134		363,000	383,100					

	135		363,500	383,500					
	136		364,000	383,900					
	137		364,200	384,100					
	138		364,600	384,600					
	139		365,000	385,000					
	140		365,500	385,500					
	141		365,700	385,700					
	142		366,200						
	143		366,600						
	144		367,000						
	145		367,200						
再任用職員		240,300	252,100	256,200	291,900	308,200	322,100	346,300	382,200
任期付職員		164,900	204,700	226,500	258,000	272,400	284,700	306,100	337,800

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800

10	272,100	355,900	419,300	489,900
11	276,100	359,000	422,000	492,000
12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500

再任用職員及び任期付職員以外の職員

41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	

	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800
任期付職員		236,200	294,200	341,700	410,900

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35(特定幹部職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)」を「100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5)」に改め、同項第3号中「、6月に支給する場合には100分の70(特定幹部職員にあつては、100分の90)、12月に支給する場合には100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)」を「100分の72.5(特定幹部職員にあつては、100分の92.5)」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第14条の4第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正

後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 15 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第 1 条及び第 2 条関係)

ア 給料の改定

区 分	平 均 給 料 月 額		平均改定額	平均改定率
	現 行	改 定 後		
行 政 職 給 料 表 (1)	円 314,932	円 316,052	円 1,120	% 0.36
行 政 職 給 料 表 (2)	323,523	323,997	474	0.15
消 防 職 給 料 表	327,019	328,194	1,175	0.36
医 療 職 給 料 表	437,692	440,677	2,985	0.68
全 体	317,942	319,016	1,074	0.34

備考 平均給料月額の内、現行の欄に掲げる金額は、平成 27 年 4 月 1 日現在の額

イ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
一 般 職 員	0.75	0.75	1.5	0.75	0.85	1.6
				0.8	0.8	1.6
特 定 幹 部 職 員	0.95	0.95	1.9	0.95	1.05	2
				1	1	2

再任用職員 (一般)	0.35	0.35	0.7	0.35	0.4	0.75
				0.375	0.375	0.75
再任用職員 (特定幹部)	0.45	0.45	0.9	0.45	0.5	0.95
				0.475	0.475	0.95
任期付職員 (一般)	0.7	0.7	1.4	0.7	0.75	1.45
				0.725	0.725	1.45
任期付職員 (特定幹部)	0.9	0.9	1.8	0.9	0.95	1.85
				0.925	0.925	1.85

備考 改定後の各区分の欄の上段は平成27年度の支給割合、下段は平成28年度以降の支給割合

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
特定任期付職員	1.55	1.55	3.1	1.55	1.6	3.15
				1.575	1.575	3.15

備考 改定後の欄の上段は平成27年度の支給割合、下段は平成28年度以降の支給割合

2 施行期日等

公布の日。ただし、1(1)イ及び(2)のうち平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、平成28年4月1日から施行し、1(1)アに係る規定並びに1(1)イ及び(2)のうち平成27年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、平成27年4月1日から適用するもの

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)附則第 5 項において準用する地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 38 条第 4 項」に改める。

第 3 条第 6 項中「、これを」を「これを」に、「なるべき標準的な職務の内容は」を「なる職務の内容及び職制上の段階は、」に、「級別標準職務表に定めるもののほか人事委員会規則で定める」を「級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類するものとする。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 (第 3 条関係)

級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となる職務	職制上の段階
行政職給料表	1 級	定型的な業務を行う職務	主事級

(1)	2級	経験を必要とする業務を行う職務	
	3級	主任の職務	主任級
	4級	主査の職務	主査級
	5級	総括副主幹又は副主幹の職務	副主幹級
	6級	課長、委員会等の事務局の次長、 担当課長又は主幹の職務	課長級
	7級	副区長又は参事の職務	参事級
	8級	部長、次長(委員会等の事務局の 次長を除く。)、会計管理者又は 委員会等の事務局の事務局長の職 務	部長級
	9級	局長、区長又は理事の職務	局長級
行政職給料表 (2)	1級	技能職員の職務	技能職員級
	2級	相当の技能又は経験を必要とする 技能職員の職務	
	3級	高度の技能又は経験を必要とする 技能職員の職務	
	4級	技能主任の職務	技能主任級
	5級	技能主査の職務	技能主査級
消防職給料表	1級	消防士の職務	消防士級
	2級	副主任の職務	副主任級
	3級	主任の職務	主任級
	4級	主査の職務	主査級
	5級	総括副主幹又は副主幹の職務	副主幹級
	6級	課長、担当課長又は主幹の職務	課長級
	7級	署長又は参事の職務	参事級
	8級	副消防局長の職務	副消防局長級
医療職給料表	1級	医師又は歯科医師の職務	医師級
	2級	主査の職務	主査級
	3級	課長、担当課長又は主幹の職務	課長級

	4 級	保健所長の職務	保健所長級
--	-----	---------	-------

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、選挙管理委員会事務局(区の選挙管理委員会の事務局を除く。)、監査委員事務局、人事委員会事務局及び農業委員会事務局をいう。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年相模原市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員に適用する前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その基準となる職務は、次の各号に掲げる同項の給料表の号給に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務

(2) 2 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務

(3) 3 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務

(4) 4 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務

(5) 5 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項」を「相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)第 9 条第 2

項」に改める。

第18条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

提案の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、一般職の職員の職務を給料表の各級に分類する際の基準となる職務の内容及び職制上の段階を定めた級別基準職務表に係る規定の追加、特定任期付職員の職務を各号給に分類する際の基準となる職務の内容を定める規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 4 項中「当該昇給の日」を「同日」に改め、同条第 5 項中「より職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第 6 項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3 号給)」とあるのは、「2 号給」を「の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項中「216,000 円」を「250,400 円」に改める。

第 7 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改める。

第 9 条第 1 項中「または」を「又は」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「除く」の次に「。第 3 項において同じ」を加え、同

条第2項中「第3条第2項」の次に「又は第3項の規定」を加え、同条第3項中「割り振られた日」の次に「(勤務条件条例第3条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ割り振られた日に限る。)」を加え、「100分の100」を「100分の100」に改め、同条第4項中「勤務(」を「した勤務(」に改める。

第12条第2項中「当り」を「当たり」に改め、同条第3項中「及び第2項並びに第7条の2」を「から第3項までの規定により定められた休日及び勤務条件条例第7条の2第1項」に、「日を」を「代休日を」に改める。

第13条中「当り」を「当たり」に改める。

第14条の2第2項中「第11条、第12条及び第13条」を「、第11条から第13条まで」に改める。

第14条の3の2第1項中「勤務条件条例第8条」を「第8条」に改め、「週休日」の次に「(同条の規定により半日勤務時間を勤務することを命ずる日に割り振られた日を除く。)」を、「の休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の3の2に次の2項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第15条中「、管理職員特別勤務手当」を削る。

第16条第1項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

附則第17項中「258,200」を「252,900」に、「225,700」を「221,100」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,900	187,900	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	139,000	189,700	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	140,200	191,500	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,300	193,300	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,400	194,900	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,500	196,700	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,600	198,500	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,700	200,300	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,800	201,900	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	148,200	203,700	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,500	205,500	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,800	207,300	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	152,100	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,600	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	155,100	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,700	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,900	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,400	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,900	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,400	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,800	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,500	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	169,100	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300

24	171,700	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	174,300	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	176,000	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,700	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,400	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,900	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,700	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,500	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,300	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,900	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,400	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,900	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,400	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,700	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	195,000	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,300	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,600	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,900	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,200	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,500	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,800	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,900	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,200	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,500	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,800	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,900	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	210,000	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,100	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,200	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,400	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	385,000	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,500	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	386,200	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	386,800	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	387,500	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	388,000	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	388,400	406,100	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	388,800	406,300	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	389,200	406,400	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	389,500	406,500	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	389,800	406,700	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	390,100	406,900	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	390,300	407,000	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	390,500	407,100	

86	241,000	290,100	337,200	375,900	390,700
87	241,700	290,400	337,700	376,300	390,900
88	242,400	290,800	338,100	376,700	391,000
89	243,100	291,100	338,400	377,100	391,100
90	243,600	291,500	338,800	377,600	391,300
91	244,100	291,800	339,300	378,000	391,500
92	244,600	292,200	339,700	378,400	391,600
93	244,900	292,300	339,900	378,700	391,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		
111		298,000	346,900		
112		298,300	347,200		
113		298,400	347,700		
114		298,700			
115		299,000			
116		299,400			

	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700
任期付職員		143,800	177,900	222,400	240,700	254,000	276,500	313,400	342,600	387,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時的任用職員等を除く。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400

12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300

再任用職員及び任期付職員以外の職員	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100	
70	206,100	250,200	280,200	309,100	356,400	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	356,700	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	357,000	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	357,200	

74	208,400	251,900	283,200	310,900
75	209,100	252,400	284,000	311,400
76	209,900	252,900	284,800	311,800
77	210,200	253,500	285,400	312,000
78	210,900	253,900	286,000	312,300
79	211,600	254,400	286,500	312,600
80	212,300	254,900	286,900	312,900
81	213,000	255,200	287,300	313,200
82	213,700	255,500	287,700	313,500
83	214,400	255,800	288,200	313,800
84	215,100	256,100	288,700	314,100
85	215,800	256,300	289,100	314,300
86	216,500	256,600	289,700	314,700
87	217,200	256,900	290,300	315,000
88	217,900	257,200	290,900	315,200
89	218,400	257,400	291,200	315,400
90	219,000	257,600	291,700	315,700
91	219,600	258,000	292,200	316,000
92	220,200	258,200	292,600	316,300
93	220,600	258,500	293,000	316,500
94	221,100	258,900	293,500	316,700
95	221,600	259,200	294,000	316,900
96	222,100	259,500	294,500	317,100
97	222,700	259,700	294,800	317,300
98	223,200	260,000	295,200	317,500
99	223,700	260,200	295,700	317,700
100	224,200	260,500	296,200	317,900
101	224,800	260,800	296,600	318,100
102	225,300	261,000	297,000	318,200
103	225,900	261,300	297,300	318,300
104	226,500	261,600	297,600	318,400

105	226,900	261,800	297,900	318,500
106	227,400	262,000	298,300	318,600
107	227,900	262,300	298,700	318,700
108	228,300	262,500	299,100	318,800
109	228,500	262,800	299,400	318,900
110	228,900	263,100	299,800	319,000
111	229,400	263,400	300,200	319,100
112	229,900	263,600	300,500	319,200
113	230,300	263,800	300,700	319,300
114	230,800	264,100	301,000	319,400
115	231,300	264,300	301,300	319,500
116	231,800	264,500	301,500	
117	232,100	264,800	301,700	
118	232,500	265,100	302,000	
119	232,900	265,400	302,300	
120	233,300	265,700	302,500	
121	233,700	265,800	302,700	
122		266,100	303,000	
123		266,400	303,300	
124		266,700	303,500	
125		266,800	303,700	
126		267,100	304,000	
127		267,400	304,300	
128		267,700	304,500	
129		267,800	304,700	
130		268,100	305,000	
131		268,400	305,300	
132		268,700	305,500	
133		268,800	305,700	
134		269,100		
135		269,400		

	136		269,700			
	137		269,800			
再任用職員		191,300	202,400	220,900	242,700	272,400
任期付職員		136,500	164,900	195,200	214,500	240,700

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,400	175,900	202,300	237,300	287,400	314,700	343,000	377,700
	2	162,100	177,700	204,300	239,100	289,700	317,000	345,300	379,900
	3	163,800	179,500	206,300	240,700	292,000	319,200	347,600	382,100
	4	165,500	181,300	208,300	242,500	294,300	321,500	349,900	384,300
	5	167,000	183,100	210,300	244,400	296,200	323,900	351,900	386,400
	6	168,900	185,400	212,300	246,300	298,500	326,100	354,100	388,500
	7	170,700	187,700	214,300	248,000	300,800	328,400	356,300	390,600
	8	172,600	190,000	216,300	249,900	303,100	330,700	358,500	392,600
	9	174,300	192,200	218,400	251,600	305,100	332,700	360,600	394,400
	10	176,000	194,800	220,200	253,500	307,300	334,900	362,800	396,500
	11	177,700	197,300	222,000	255,300	309,600	337,200	364,900	398,600
	12	179,400	199,800	223,800	257,100	311,800	339,400	367,100	400,700
	13	181,200	202,100	225,700	258,800	313,800	341,500	369,300	402,500
	14	183,300	203,900	227,600	260,400	316,100	343,600	371,500	404,500
	15	185,400	205,700	229,500	261,900	318,400	345,800	373,700	406,600
	16	187,500	207,500	231,400	263,400	320,700	348,000	375,900	408,700
	17	189,700	209,400	232,700	264,600	322,700	350,100	377,400	410,500
	18	192,100	211,300	234,500	266,500	325,000	352,200	379,400	412,300
	19	194,500	213,200	236,100	268,200	327,100	354,100	381,400	413,800

20	196,900	215,100	237,900	270,000	329,400	356,200	383,400	415,500
21	199,300	216,800	239,500	271,600	331,500	358,500	385,100	417,000
22	201,100	218,600	241,000	273,500	333,500	360,400	387,200	418,500
23	202,900	220,400	242,500	275,200	335,600	362,600	389,300	420,100
24	204,700	222,200	244,000	277,100	337,600	364,600	391,400	421,700
25	206,600	223,900	245,300	278,800	339,700	366,400	393,100	422,700
26	208,400	225,600	246,500	281,000	341,700	368,500	395,200	424,100
27	210,200	227,300	247,800	283,000	343,800	370,400	397,100	425,800
28	212,000	229,000	249,300	285,200	345,900	372,400	399,200	427,400
29	213,900	230,400	250,600	287,400	348,000	374,500	400,700	428,700
30	215,700	232,200	251,700	289,200	350,100	376,600	402,500	430,400
31	217,500	234,000	252,900	291,200	352,000	378,600	404,100	432,100
32	219,300	235,800	254,200	293,200	354,100	380,600	405,700	433,700
33	221,000	237,100	255,300	295,100	355,900	382,400	407,600	435,200
34	222,700	238,600	256,400	296,900	357,800	384,400	409,000	436,900
35	224,400	239,900	257,600	298,800	359,800	386,600	410,500	438,500
36	226,100	241,400	258,800	300,700	361,800	388,700	412,100	440,200
37	227,600	242,700	259,900	302,600	363,700	390,000	413,300	441,500
38	229,400	244,000	261,000	304,500	365,800	391,500	414,700	442,200
39	231,200	245,300	262,100	306,300	367,800	393,000	416,100	442,900
40	233,000	246,400	263,200	308,200	369,800	394,300	417,600	443,500
41	234,500	247,800	264,400	310,100	371,900	395,900	419,200	444,000
42	236,000	249,000	266,000	311,900	374,000	396,800	420,500	444,600
43	237,500	250,300	267,400	313,800	376,000	397,800	421,800	445,300
44	239,000	251,500	268,800	315,600	378,000	398,900	423,000	445,900
45	240,400	252,700	270,200	317,500	379,300	399,900	424,100	446,600
46	241,700	254,000	271,800	319,400	381,000	401,100	424,900	447,300
47	243,000	255,100	273,500	321,200	382,700	402,300	425,700	447,900
48	244,300	256,200	275,100	323,100	384,400	403,400	426,500	448,400
49	245,300	257,300	276,900	324,700	386,000	404,600	427,100	448,800
50	246,700	258,600	278,600	326,300	386,900	405,400	427,800	449,400

再任用職員及び任期付職員以外の職員

51	248,200	259,900	280,200	328,000	388,000	406,200	428,600	449,900
52	249,700	261,200	281,900	329,500	389,100	406,900	429,300	450,400
53	250,800	262,400	283,400	331,200	390,200	407,300	429,800	450,800
54	252,300	263,800	285,200	332,900	391,400	408,000	430,400	451,300
55	253,700	265,200	287,000	334,700	392,600	408,700	431,100	451,600
56	255,200	266,600	288,700	336,500	393,800	409,300	431,700	451,800
57	256,300	268,000	290,300	337,700	395,000	409,900	432,300	452,000
58	257,600	269,300	292,100	339,400	395,800	410,400	433,000	452,200
59	258,900	270,700	293,800	341,000	396,600	410,800	433,400	452,400
60	260,200	272,300	295,600	342,700	397,400	411,100	434,000	452,600
61	261,400	274,000	297,200	344,400	397,900	411,300	434,600	452,800
62	262,800	275,600	298,900	346,000	398,600	411,500	434,800	
63	264,200	277,200	300,600	347,700	399,300	411,700	435,000	
64	265,600	278,800	302,400	349,300	400,000	411,900	435,200	
65	267,000	280,300	303,900	351,000	400,300	412,100	435,800	
66	268,300	281,700	305,500	352,600	400,900	412,300	436,000	
67	269,700	283,200	307,200	354,100	401,400	412,500	436,200	
68	271,100	284,700	308,800	355,800	402,100	412,700	436,400	
69	272,200	286,300	310,500	356,800	402,500	412,900	436,600	
70	273,600	287,800	312,000	358,100	403,100	413,100	436,800	
71	275,000	289,400	313,400	359,400	403,600	413,300	437,000	
72	276,400	291,000	314,900	360,800	404,100	413,500	437,200	
73	277,900	292,400	315,900	362,200	404,600	413,800	437,400	
74	279,300	293,700	317,500	363,300	405,100	414,100	437,700	
75	280,700	295,100	319,100	364,800	405,600	414,300	438,000	
76	282,100	296,600	320,800	366,100	406,100	414,500	438,200	
77	283,300	297,900	322,600	367,400	406,600	414,900	438,400	
78	284,500	299,200	324,300	368,600	407,000	415,100	438,600	
79	285,700	300,700	326,000	369,700	407,600	415,300	438,800	
80	286,900	302,200	327,600	370,900	408,000	415,500	438,900	
81	288,100	303,700	329,200	372,200	408,600	415,800	439,000	

82	289,400	305,100	330,900	373,400	409,200	416,000	439,200
83	290,700	306,300	332,600	374,600	409,700	416,200	439,400
84	292,000	307,700	334,300	375,800	410,300	416,400	439,500
85	293,200	309,000	335,600	376,900	410,900	416,600	439,600
86	294,400	310,500	337,100	377,400	411,200	416,800	
87	295,600	311,800	338,600	378,000	411,500	417,000	
88	296,800	313,300	340,000	378,600	411,800	417,100	
89	297,900	314,800	341,500	379,100	412,100	417,200	
90	299,100	316,300	342,500	379,700	412,300	417,400	
91	300,300	317,700	343,900	380,300	412,500	417,600	
92	301,500	319,200	345,400	380,900	412,700	417,700	
93	302,400	320,500	346,800	381,200	412,900	417,800	
94	303,700	321,900	348,300	381,700			
95	304,900	323,200	349,800	382,300			
96	306,200	324,600	351,300	382,800			
97	307,200	325,600	352,600	383,100			
98	308,400	327,000	353,800	383,600			
99	309,500	328,200	354,900	384,200			
100	310,700	329,600	356,100	384,700			
101	311,800	330,900	357,200	385,100			
102	312,900	332,000	358,300	385,600			
103	314,000	333,300	359,300	386,200			
104	315,100	334,400	360,500	386,700			
105	316,000	335,600	361,600	387,000			
106	316,700	336,600	362,200	387,500			
107	317,400	337,500	362,800	387,900			
108	318,100	338,600	363,400	388,100			
109	318,700	339,800	363,900	388,300			
110	319,400	340,800	364,400	388,600			
111	320,100	341,600	365,000	388,800			
112	320,800	342,600	365,500	389,100			

113	321,600	343,600	366,000	389,300				
114	322,400	344,400	366,500	389,600				
115	323,200	345,300	367,100	389,900				
116	324,000	346,300	367,600	390,200				
117	324,600	347,400	368,000	390,500				
118	325,400	347,900	368,500	390,800				
119	326,200	348,500	369,100	391,100				
120	327,000	349,100	369,600	391,400				
121	327,700	349,600	369,800	391,700				
122	328,200	350,000	370,300	392,000				
123	328,700	350,500	370,800	392,300				
124	329,200	350,900	371,200	392,600				
125	329,400	351,400	371,700	392,900				
126		351,800	372,200					
127		352,300	372,700					
128		352,600	373,200					
129		353,100	373,400					
130		353,600	373,900					
131		354,100	374,300					
132		354,500	374,800					
133		354,900	375,100					
134		355,300	375,600					
135		355,600	375,900					
136		356,100	376,200					
137		356,300	376,500					
138		356,600	376,900					
139		357,000	377,300					
140		357,500	377,800					
141		357,700	378,000					
142		358,100						
143		358,500						

	144		358,900						
	145		359,100						
再任用職員		238,800	250,600	250,900	286,100	302,700	316,700	340,500	375,400
任期付職員		163,800	203,500	221,900	252,900	267,600	280,000	301,000	331,800

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第5条の7第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中相模原市一般職の給与に関する条例第3条の2第5項及び第6項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員の切替日における号給につ

いては、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、初任給調整手当、地域手当及び管理職員特別勤務手当に係る規定の改正、高齢層職員の昇給に係る規定の改正、退職手当の算定における調整額に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市職員の退職手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 給料の改定

区 分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現 行	改 定 後		
行政職 給料表(1)	円 316,052	円 311,051	円 5,001	% 1.58
行政職 給料表(2)	323,997	317,855	6,142	1.90
消防職 給料表	328,194	323,046	5,148	1.57
医療職 給料表	440,677	改定なし		
全 体	319,016	313,900	5,116	1.60

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成27年4月1日に改定がされた場合の額

イ 初任給調整手当、地域手当及び管理職員特別勤務手当の改定等

(ア) 初任給調整手当

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額限度額を、216,000円から250,400円に改定するもの

(イ) 地域手当

地域手当の月額を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額から100分の12を乗じて得た額に改定するもの

(ウ) 管理職員特別勤務手当

新たに災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日及び休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給することとするもの

ウ 高年齢職員の昇給の見直し

55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給については、前年度における勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うこととするもの

(2) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

(1)アの影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職者の職責に応じて加算することとされている退職手当の調整額を次のとおり改定するとともに、勤続1年以上24年以下の退職者には支給しないこととしている第7号区分について、勤続9年以下の自己都合退職者を除き、支給対象とするもの

職員の区分	現 行	改 定 後
第1号区分	50,000円	65,000円
第2号区分	45,850円	59,550円
第3号区分	41,700円	54,150円
第4号区分	33,350円	43,350円
第5号区分	25,000円	32,500円
第6号区分	20,850円	27,100円
第7号区分	16,700円	21,700円
第8号区分	0円	0円

2 施行期日

平成28年4月1日。ただし、1(1)ウに係る規定は、平成29年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(相模原市職員等の旅費に関する条例の一部改正)
第 1 条 相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。
第 10 条第 1 項第 3 号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。
別表第 1 から別表第 4 までの規定中「常勤の監査委員」を「教育長及び常勤の監査委員」に改める。
(相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)
第 2 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
(3) 教育長
別表副市長の項の次に次のように加える。

教 育 長	804,000 円
-------	-----------

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第 3 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項中「第 1 項及び前項本文」を「前 2 項」に改める。

別表第 1 中	1	教育委員会	委員長	日額	32,000円	を
			委員	日額	27,500円	

1	教育委員会の委員	日額	27,500円	に、「常勤の監
---	----------	----	---------	---------

査委員」を「教育長及び常勤の監査委員」に改める。

(相模原市表彰条例の一部改正)

第 4 条 相模原市表彰条例(昭和 35 年相模原市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 教育長として 8 年以上その職にあった者

附則第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附則第 4 項及び第 6 項中「第 4 号まで」を「第 3 号まで及び第 5 号」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(教育長に関する経過措置)

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定により任命された教育長については、第 6 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、同項第 5 号に規定する執行機関の委員として同条の規定を適用するものとする。

(相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成 18 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の廃止)

第 6 条 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 44 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 18 号関係資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正又は廃止の内容

(1) 相模原市職員等の旅費に関する条例の一部改正(第1条関係)

特別職となる教育長の旅費について、常勤の監査委員と同じ区分に規定するもの

(2) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

特別職となる教育長の給料月額について規定するもの

(3) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第3条関係)

教育委員会の委員長の職が廃止されること及び(1)により教育長と常勤の監査委員が同じ区分になることに伴い、規定の整理をするもの

(4) 相模原市表彰条例の一部改正(第4条関係)

自治功労表彰の対象者に、特別職の教育長として8年以上その職にあった者を規定するもの

(5) 相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正(第5条関係)

(1)の改正に伴い、証人等に支給する鉄道賃等に係る規定の整理をするもの

(6) 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の廃止(第6条関係)

教育長の給与等について、(1)及び(2)により、各条例において規定することとなることから廃止するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年10月1日までの間において規則で定める日

(2) 経過措置

1(1)による改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとするもの

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職及び教育長の期末手当の支給割合に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 19 号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合の改定(第 1 条から第 4 条まで関係)

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市長等常勤の 特別職 教育長	1.475	1.625	3.1	1.475	1.675	3.15
				1.5	1.65	3.15

備考 改定後の欄の上段は平成 27 年度の支給割合、下段は平成 28 年度以降の支給割合

2 施行期日等

公布の日。ただし、平成 28 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用するもの

相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「場合においては」を「場合は」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき。」を「場合」に改める。

第3条を次のように改める。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第3条の2 任命権者は、職員を降任した場合のほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員の意に反して、当該職員を降格することができる。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を欠く場合

(降号の事由)

第3条の3 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能である場合は、当該職員の意に反して、当該職員を降号することができる。

第4条第1項中「又は」を「、若しくは」に、「は、勤務成績の評定の結果による等、客観的事実」を「、第3条の2第1号の規定に該当するものとして職員を降格する場合又は前条の規定に該当するものとして職員を降号する場合は、職員評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。)の結果その他勤務の状況を示す事実を証する資料等」に、「その」を「客観的に当該」に改め、同条第2項中「法第28条第1項第2号」を「任命権者は、法第28条第1項第2号の規定」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「法第28条第2項第1号」を「第3条の2第2号」に、「休職する」を「降格する」に、「医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければ」を「あらかじめ当該職員に指定する医師2名の診断を受けさせなければ」に改め、同条第3項中「法」を「任命権者は、法」に、「若しくは」を「、又は」に、「その」を「当該」に改め、「職員の」を削り、同条第4項中「法」を「任命権者は、法」に、「又は」を「、又は」に、「勤務成績の評定等の」を「客観的に妥当性のある」に改め、同条第5項中「休職」の次に「(休職の期間の延長を含む。)」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 任命権者は、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、あらかじめ当該職員に医師の診断を受けさせなければならない。この場合において、任命権者は、特に必要があると認めるときは、当該職員に指定する医師の診断を受けさせるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第4条の2 職員は、任命権者に前条第2項及び第5項の規定により医師の診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

第5条第2項中「休職期間」を「休職の期間」に、「更新する」を「延長する」に改め、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、同条第4項中「休職にされていた」を「休職の処分を受けた」に、「、その」を「、当該」に、「疾患」を「傷病」に、「休職処分に付されたときその者」を「休職の処分を受けたときの当該職員」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項ただし書中「6月」を「1年

(人事委員会規則で定める傷病にあつては、6月)」に改め、同条第6項中「職員が」を「職員は、」に改め、「第28条第2項第2号」の次に「の規定」を加える。

第6条第1項中「職員として」を「職員としての」に改める。

第6条の2中「禁こ」を「禁錮」に改め、「ものとする事ができる」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行う休職(休職の期間の延長を含む。以下同じ。)の処分について適用し、同日前に行った休職の処分については、なお従前の例による。

提案の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、降給の種類、事由及び手続に係る規定の追加、降格等に係る受診命令に従うことを義務とする規定の追加、同一傷病による休職の期間の通算に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 20 号関係資料

相模原市一般職の職員の分限に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 降給の種類に係る規定の追加(第3条関係)

降給の種類は、降格及び降号とし、降格は職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること、降号は職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することと規定するもの

(2) 降給の事由に係る規定の追加(第3条の2及び第3条の3関係)

ア 任命権者は、職員が次のいずれかに該当する場合は、当該職員の意に反して、当該職員を降格することができることとするもの

(ア) 勤務実績がよくない場合

(イ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(ウ) その職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を欠く場合

イ 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能である場合は、当該職員の意に反して、当該職員を降号することができることとするもの

(3) 降給の手續に係る規定の追加(第4条関係)

ア (2)ア(ア)により職員を降格し、又は(2)イにより職員を降号する場合は、職員評価の結果その他勤務の状況を示す事実を証する資料等に基づいて客観的に勤務実績を判定して行うこととするもの

イ (2)ア(イ)により職員を降格する場合は、指定する医師2名の診断を受けさせなければならないこととするもの

(4) 降格等に係る受診命令に従うことを義務とする規定の追加(第4条の2関係)

職員の心身の故障の場合における降格等の手續において、職員は受診命令に従わなければならないこととするもの

(5) 同一傷病による休職の期間の通算に係る規定の改正(第5条関係)

休職の処分を受けた職員が復職した場合で、当該職員が再び同一の傷病により休職の処分を受けたときの当該職員の休職の期間を復職前の休職の期間に引

き続いたものとする規定を適用する期間を6月から1年(人事委員会規則で定める傷病にあつては、6月)とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日(以下「施行日」という。)

(2) 経過措置

1(5)に係る規定は、施行日以後に行う休職(休職の期間の延長を含む。以下同じ。)の処分について適用し、施行日前に行った休職の処分については、なお従前の例によることとするもの

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 3 6 年相模原市条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「職員に」の次に「対し、」を加え、「の休日又は同条第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、「この項において」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第 8 条中「第 1 3 条」を「職員に対し、第 3 条第 1 項又は第 3 項」に、「より週休日に」を「より週休日とされた日において特に」に、「を除く。)を」を「及び代休日を除く。以下この条及び第 1 3 条の 4 第 1 項において同じ。)を」に、「勤務日(休日を除く。)の」を「勤務日の」に改め、「第 3 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加える。

第 9 条第 2 項ただし書中「又は休日」の次に「若しくは代休日」を加える。

第 1 0 条第 1 項中「1 の」を「一の」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「かかわらず」の次に「、任命権者は」を加え、「、任命権者は」を削り、「単位として」の次に「傷病休暇を」を加える。

第 1 2 条の 2 第 2 項ただし書中「1 の」を「一の」に改める。

第 1 2 条の 3 第 2 項中「介護休暇の期間」の次に「又は日数」を、「認められる期間」の次に「又は連続する 1 年の期間内において 1 2 0 日を超えない範囲内で必要と認められる日数のいずれか」を加える。

第13条中「若しくは休日」の次に「若しくは代休日」を加える。

第13条の4第1項中「(第7条第1項の休日及び同条第2項の規定により定められた休日並びに代休日を除く。)」を削る。

第14条中「並びに第7条第1項及び第2項」を「、第7条(第3項を除く。)及び第7条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

家族の介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を容易にするための介護休暇の期間及び日数に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

介護休暇の期間及び日数に係る規定の改正(第 1 2 条の 3 関係)

介護休暇として与えることができる期間及び日数について、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 1 年の期間内において 1 2 0 日を超えない範囲内で必要と認められる日数とする規定を追加するもの

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年相模原市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の状況

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 3 4 号)による地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)の改正に伴い、人事行政の運営の状況について、任命権者が市長に対し報告し市長が公表する事項に、職員評価及び職員の退職管理の状況を追加し、及び当該事項から勤務成績の評定

の状況を削除いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「認定される」を「認定し得る」に改め、「、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは」を削る。

第 7 条の 2 第 2 項中「傷病補償年金」を「前条の規定にかかわらず、傷病補償年金」に改める。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項及び同条第 2 項の表障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条第 3 号に規定する傷病補償年金(以下「傷病補償年金」という。)及び同条第 2 号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに同

日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案の理由

地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)の改正を踏まえ、市議会議員その他非常勤の職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合等の補償として傷病補償年金又は休業補償が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金等が支給されるとき調整に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 中 9 の項を 1 0 の項とし、2 の項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	相模原市医療費助成条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 1 3 号)第 3 条第 1 項第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 第 1 項の表 7 の項中「徴収に関する情報」の次に「(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」を加え、同表 8 の項、1 0 の項及び 2 2 の項中「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表 2 3 の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」を、「特例給

付に関する情報」の次に「(以下「児童手当関係情報」という。)」を、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)」を加え、同表26の項中「特別児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)」を加え、同表27の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」を「特別児童扶養手当関係情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、別表第2第3項の表1の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」を「特別児童扶養手当関係情報」に、「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」を「児童手当関係情報」に、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」を「介護保険給付等関係情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、同表5の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」を「特別児童扶養手当関係情報」に改め、同項を同表5の項とし、同表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 市長	相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置等又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	---

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

配偶者のない者で現に児童を養育しているもの等に対し市が独

	自に支給する手当に関する情報 であって規則で定めるもの
--	--------------------------------

別表第3の5の項及び6の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、別表第2第1項の表の改正規定、別表第2第3項の表の改正規定(同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とする部分、同表5の項を同表6の項とする部分、同表4の項を同表5の項とする部分及び同表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える部分を除く。)及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)に基づく医療費の助成に関する事務の本市の独自利用事務への追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 4 号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市医療費助成条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 1 3 号)に基づく医療費の助成に関する事務の本市の独自利用事務への追加(別表第 1 及び別表第 2 関係)ひとり親家庭等医療費助成に関する事務及び小児医療費助成に関する事務について他団体との情報連携を行うために本市の独自利用事務として追加するもの

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日。ただし、1 に係る規定以外の規定は、公布の日

相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

相模原市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年相模原市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「法」という。)の次に「第 432 条第 2 項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条第 2 項並びに法第 433 条第 9 項及び」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条第 5 項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第 4 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「並びに住所」を「及び住所若しくは居所」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「口頭での」を「口頭で」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項に規定する」を「その資格を証する」に改め、同項に後段として次のように加える。

法第 432 条第 2 項において準用する行政不服審査法第 12 条第 2 項ただし書に規定する特別の委任に基づき提出する審査の申出の取下げに係る書面についても、同様とする。

第 4 条第 4 項中「、代表者」を「代表者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたと

きは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条の見出し中「受理及び却下」を「調査等」に改め、同条第1項中「その記載事項」を「、その記載事項」に改め、同条第2項中「審査申出書」を「、審査申出書」に、「且つ」を「かつ」に、「これを受理しなければ」を「次節に規定する審査の手続を開始しなければ」に改め、同条第3項中「審査申出書」を「、審査申出書」に、「欠陥」を「不備」に改め、同条第4項中「審査申出書を審査した」を「審査の手続を開始した」に、「、その」を「その」に改め、「市長に、」の次に「審査の申出を」を加える。

第9条第1項中「審査申出書副本」を「審査申出書の副本」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつた場合においては、これを市長に送付しなければならない。

第11条第4項中「関係者」の次に「(審査申出人及び市長を除く。)」を加え、同条第5項第1号及び第8項第3号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所又は居所」に改める。

第13条第1項中「前2条」を「前3条」に、「ものの外」を「もののほか、」に改める。

第16条中「を除く外」を「のほか、」に改め、同条を第17条とし、第4節中第15条を第16条とする。

第14条第1項中「委員会の」を「委員会は、」に改め、「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(交付の求め等)

第14条 相模原市行政不服審査法施行条例(平成27年相模原市条例第78号)第15条、第16条及び第18条の規定は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による書類若しくは資料の写

し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成 27 年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日がこの条例の施行の日以後である審査の申出に限る。)について適用し、同年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日がこの条例の施行の日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

提案の理由

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号)による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴い、審査の申出、書面審理及び決定書の作成に係る規定の改正、固定資産評価審査委員会に提出された証拠書類等の写しの交付の求め等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 25 号関係資料

相模原市固定資産評価審査委員会条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 審査の申出に係る規定の改正(第4条関係)

ア 審査申出書について、審査申出人の住所を記載することとしていたものを住所又は居所とするとともに、審査の申出に係る処分の内容を記載することとするもの

イ 審査申出人が法人その他の団体又は財団である場合であって、その代表者又は管理人等の資格の書面での証明及び当該資格を失ったときの固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)への届出について、地方税法(昭和25年法律第226号)において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)において規定されていたが、行政不服審査法(平成26年法律第68号)において当該規定が削除されることに伴い、これを追加するもの

(2) 書面審理に係る規定の改正(第9条関係)

反論書について、委員会に提出があった場合は、これを市長に送付することとするもの

(3) 証拠書類等の写しの交付の求め等に係る規定の追加(第14条関係)

委員会に提出された証拠書類等の写しの交付について、その交付の求めの方法等に係る規定の追加をするもの

(4) 決定書の作成に係る規定の改正(第15条関係)

決定書について、主文、事案の概要、審査申出人及び市長の主張の要旨並びに理由を記載することとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日(以下「施行日」という。)

(2) 経過措置

1の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に

係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出に限る。)について適用し、同年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例によることとするもの

相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市区の設置等に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「出張所の設置」の次に「並びに区の事務所が分掌する事務」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(区の事務所が分掌する事務)

第 5 条 区の事務所が分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 区のまちづくりに関すること。
- (2) 区民生活に関すること。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、区の事務所が分掌する事務に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。